

売却区分番号	H1	見積価額 (最低入札価額)	6,000,000 円
		公売保証金	600,000 円
公 売 財 産	1 土 地		
	所 在	一宮市大和町氏永字北山	
	地 番	8番2	
	地 目	雑種地	
	地 積	998.00㎡	

公売財産の概要及び利用状況等の内容	・地目、地積は登記事項証明書によります。 ・名鉄名古屋本線「島氏永」駅の北方約850m(道路距離)に位置しています。 ・市街化調整区域(建ぺい率60% 容積率200%) 市街化調整区域内のため原則都市計画法による許可が必要となります。 詳細問合せ先 一宮市役所 建築指導課 電話 0586-28-8646 ・防火・準防火地域には指定されていませんが、建築基準法第22条指定の区域となっています。(「建築基準法第22条指定の区域」とは、屋根や外壁の構造は不燃材で造る等防火上の制限が課せられる区域のことです。) ・間口:約34m 奥行:約30m 土地の形状:ほぼ整形 ・東側、南側共に幅員約5.0mの舗装市道にほぼ等高に接面する角地です。 ・上水道整備済。下水道、都市ガス未整備。 ・境界については、隣地土地所有者と協議することとなります。 ・水防法の規定に基づき市町村長が提供する3種類のハザードマップ(洪水・内水・高潮)のうち、洪水のハザードマップ上に公売財産の所在地が含まれています。なお、内水のハザードマップは作成されておりません。一宮市ウェブサイトにおいて、洪水ハザードマップを確認できます。ハザードマップの内容については、今後変更される可能性があります。 詳細問合せ先 一宮市役所 治水課 電話 0586-28-8642 ・コンテナ、タイヤ等の廃材が散在しています。 ・橋形クレーンが存在しています。 ・自動車、トラックが駐車されています。 ・南側に簡易建物が存在しています。登記を要さず、一宮市の課税台帳にも登録されていない建物です。 ・簡易建物内に神棚が設置されています。 ・動産の一部が隣接する土地に越境しています(写真④参照)。 ・簡易建物に占有者がいます。 ・一宮市は公売財産の引渡義務を負いません。占有者等に対しての明渡請求や公売財産上にある動産の処理などは、買受人の責任において行うこととなります。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・一宮市は公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、担保責任等を負いません。 ・公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 ・掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。
--------------------------	--

売却区分番号

H 1

物件の公図



※縮小してあります

売却区分番号

H 1

写真①

東側外観



写真②

南東側外観



売却区分番号

H 1

写真③

南側外観



写真④

南西側外観



売却区分番号

H 1

写真⑤⑥

コンテナ等 1



写真⑦⑧

コンテナ等 2



売却区分番号

H 1

写真⑨

クレーン



写真⑩

西側簡易建物



売却区分番号

H 1

写真⑪⑫

西側簡易建物 1 階



写真⑬⑭

西側簡易建物 2 階



売却区分番号

H 1

写真⑮

東側簡易建物



写真⑯⑰

東側簡易建物内部

